

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 嘉麻市 (都道府県: 福岡県)
 本事業の担当部署名 総合政策課企画調整係

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)			
個別事業名	嘉麻市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 30 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	799,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 嘉麻市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略において、基本目標に「安心して結婚・出産・子育てすることができる、切れ目のない支援を行う」を掲げ、講ずべき施策として、①婚活の支援②子育てに伴う負担軽減等、子育て支援の充実③学力の向上④学校教育の環境整備などの少子化対策を行っているが、平成18年3月の合併当初から人口減少が続いており、出生数は平成20年の340人から令和4年の146人に、婚姻数は平成20年度の193件から令和4年度の93件と、減少に歯止めがかからない現状である。特に20~30代の子育て世代の転出超過が目立っており、結婚・出産・子(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 嘉麻市総合計画、嘉麻市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略などに基き、婚活イベントの実施、高校3年生までの医療費免除、中学生から大学生までの通学定期等購入費用の一部補助、市独自の出産祝金(5万円)の交付、少人数指導などによる学力向上対策、小中一貫校建設等の教育環境の充実などを実施している。 <本個別事業の位置付け> 嘉麻市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略策定時に18歳以上に行った市民意向調査において、結婚していない理由に「金銭的な余裕がない」及び「異性にめぐり合う機会(場)がない」と回答した人がともに25.9%と最も多い結果であった。 嘉麻市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略における、基本目標「安心して結婚・出産・子育てすることができる、切れ目のない支援を行う」の講ずべき施策、①婚活の支援に位置づけ、婚活イベントなど、未婚者に出会いの場を提供することなどと合わせて、結婚に伴う経済的負担を軽減し、より結婚の希望を叶えるための取組を推進する。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【対象費目】			
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
	【継続補助】 継続補助規定の有無 有			
※(注)3 【その他独自要件】				

2. 申請見込

①新規世帯見込		世帯	②継続世帯見込	6	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	0	世帯		
	その他	0	世帯		

【世帯数積算根拠】

■支給見込世帯数・2.61 (R4:婚姻率) × 5,705人 (R4:18~39歳の所得500万未満人口) / 1,000 = 14.89 ≒ 15世帯
R5年度の申請状況及び転入等を考慮し、支給見込世帯数+5世帯を見込み、20世帯とする。
内訳については、令和5年度申請割合(共に29歳以下:60%、それ以外:40%)を参考とする。
※R4婚姻率:婚姻数93件/総人口35,529人 (R4.12.31現在住基人口) × 1,000 = 2.61
29歳以下の支給見込世帯:12件 × 60万(補助上限額) × 2/3 = 7,200千円
39歳以下の支給見込世帯:8件 × 30万(補助上限額) × 2/3 = 2,400千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	6	世帯
~12月(実績)	4	世帯
1月~3月(見込)	2	世帯

実施中

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	0 世帯 × 600,000 円 =	0	円
(その他)	0 世帯 × 300,000 円 =	0	円
	(継続補助)	799,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

年度当初や年度中盤に継続世帯へ通知

	KPI項目	単位	目標値	現状値
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.65 (令和7年度)	1.58 (平成25年~平成29年)
	婚活イベントにおけるカップル成立数	組	5 (令和6年度)	5 (令和4年度)
	通学等補助金交付者数	人	250 (令和6年度)	538 (令和4年度)
	全国学力・学習状況調査の平均正答率	%	全国平均正答率に到達 (令和6年度)	小学校:平均△6.4、中学校:平均△7.7
	大型提示装置設置率	%	文部科学省教育IT環境整備目標に到達 (令和6年度)	100 (令和5年度)
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.58 (平成25年~平成29年)	
	婚姻件数	件	93 (令和4年)	
	婚姻率		2.61 (令和4年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値
		(アウトプット)		
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	70	30
		(アウトカム)		
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	70	69
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	100	96	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。